

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 告示

鳥取県告示第二百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第七十四条  
第五項の規定による司法警察員として職務を行う者を次  
のように指名した。

昭和三十三年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

### 目次

- ◇告示 漁業法による司法警察員の指名  
買収令書交付不能一覧表  
県道路線の認定  
米飯提供業者の登録  
米穀とう精業者の登録  
米穀類販売業者の営業所変更の承認
- ◇選管告示 鳥取県選挙管理委員会の招集
- ◇公安告示 道路交通取締法による聴聞会の開催  
風俗営業取締法による聴聞会の開催

司法警察員

証番号	氏名	職名	勤務所	指名期間
四五六	山本 勲	鳥取県技術吏員	鳥取県経済部水産課	昭和三十三年四月二日から 昭和三十四年三月三十一日まで
四二二	田中 時一	"	"	"
四七六	兜金 幸男	"	"	"

鳥取県告示第二百三十一号

次の土地は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第七十二条第一項の規定により買収することに決定したが、現住所不明のため買収令書を交付することができないので、同法同条第四項で準用する同法第五十条第三項の規定により、その内容を告示して交付に代える。

昭和三十三年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 土地の所在及び対価等

郡市町村大字字地番	所在	土地		所有者の住所氏名
		地目	対価	
西伯郡名和町大字門前字上岩屋平ル一九〇ノ二七	畑	四、四三二	八、四〇〇円	（最終判明住所） 大阪府泉佐野市春日町 大野 実
"	"	"	三、五二一	二、五七、四〇
"	"	原	一、八二三	一、五五、〇〇
"	"	"	八、三八	八〇、三七
計			一九、七三三	三、六四七、三〇
二 対価の支払方法				
供託する				

三 買収の期日

昭和三十三年七月十五日

鳥取県告示第二百三十二号

県道路線認定に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十三年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

整理番号	路線名	終起点	重要な経過地	備考
16	岸伯本太線	西伯郡岸本町	西伯郡西伯町 " 会見町	鳥根 具能 義那 伯太町
17	伯斐南上線	日野郡伯南町	"	仁多郡 斐上町
22	広米瀬子線	米子市	"	能義郡 広瀬町
23	伯西太伯線	西伯郡西伯町	"	伯太町
36	伯多太里線	日野郡多里村	日野郡伯南町	伯太町

116	伯本	太山線	日野郡高宮村	鳥根能義郡伯太町
117	斐印	上賀線	高宮村	仁多郡斐上町
119	斐多	上里線	多里村	斐上町
479	伯米	太子線	米子市	能義郡伯太町

鳥取県告示第二百三十三号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の四の規定により、昭和三十三年五月二十三日次の者に対し米飯提供業者の業者登録をした。

昭和三十三年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤

藤

茂

登録番号 登録年月日 氏名 屋号又は名称 住居 所 営業所の所在地 備考

六九五 昭三三、五、二三 河野 二郎 オリエント 鳥取市御弓町一六

鳥取市東品治町一〇九 一般食堂の二六

六九六 " " 広岡 密枝 広珍軒 米子市博労町一の一四三 住所に同じ

六九七 " " 山口 久枝 岡山屋 " 茶町三七 " 旅館

鳥取県告示第二百三十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の規定により、次の者に対し昭和三十三年五月二十三日米穀とう精業者の登録をした。

昭和三十三年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤

藤

茂

登録番号 氏名 名称 住居 所 工場の所在地

三二九 山下 幸一郎 鳥取市湯所町一六九 住所に同じ

三三〇 滝山 徳太郎 鳥取米穀企業組合日進精米所 " 吉方八一五 " " "

鳥取県告示第二百三十五号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三十三号）第三十五条の二の規定により、昭和三十三年五月二十三日次のとおり米穀類販売業者の営業所所在地の変更を承認した。

昭和三十三年五月二十七日

鳥取県知事 遠藤

藤

茂

承認 前

承認 後

氏名 井上 安栄

氏名 井上 安栄

名称 鳥取米穀企業組合日進販売所

名称 鳥取米穀企業組合日進販売所

営業所の所在地 鳥取市吉方八一八の一〇

営業所の所在地 鳥取市吉方八一五

事業区域 鳥取市第一

事業区域 鳥取市第一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号  
昭和三十三年第四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

- 昭和三十三年五月二十七日
- 鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄
- 一日時 昭和三十三年五月二十九日 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町 鳥取県自治会館
- 三 議題 (一) 衆議院議員総選挙の結果報告について  
(二) 最高裁判所裁判官国民審査の結果報告  
に つ いて

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四号  
道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)第九條第六項及び同法施行令(昭和二十八年政令第二百六十一号)第五十九條の規定により、次のとおり公開による聴

開会を開催する。

- 昭和三十三年五月二十七日
- 鳥取県公安委員会委員長 堀安成文
- 一 関係者住所氏名  
鳥取市立川町五丁目  
佐々木 敏夫
- 昭和七年十二月十三日生
- 気高郡気高町大字上原三九三  
坂口 定義
- 大正十五年七月二十五日生
- 二 聴聞の期日  
昭和三十三年五月二十九日 十三時から
- 三 聴聞の場所  
鳥取県警察学校

鳥取県公安委員会告示第五号  
風俗営業取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五條の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催す

る。

- 昭和三十三年五月二十七日
- 鳥取県公安委員会委員長 堀安成文
- 一 関係者の住所氏名  
米子市東町五七  
青山 ゑつ
- 明治三十八年二月十五日生
- 二 聴聞の期日  
昭和三十三年六月十日 午後二時から
- 三 聴聞の場所  
米子市万能町 米子警察署会議室